

2025年度

安全衛生活動方針



2025年4月1日

 **エヌケーグループ**

 **NKマイスター会**

目 次

1.	2025年度 安全衛生活動方針	P 1
2.	重点活動項目	
	(1)現地KY時に「リスクアセスメント」を確実に実施する	P 2
	(2)すべての安全情報を作業員一人一人に確実に伝達する	P 3
	(3)送り出し教育及び新規入場者教育の実施率を100%とする	P 4
	(4)安全作業手順書を活用して確実に作業指示を行う	P 5
3.	2025年度安全衛生管理計画書 (別紙掲示)	P 6
4.	2025年度安全衛生活動計画書 (別紙掲示)	P 7
5.	2025年度安全衛生管理体制 (別紙掲示)	P 8
6.	緊急連絡網 (別紙掲示)	P 9

重点方針

墜落・転落災害の絶滅

重点活動項目

- 1、現地KY時に「リスクアセスメント」を確実に実施する
- 2、すべての安全情報を作業員一人一人に確実に伝達する
- 3、送り出し教育及び新規入場者教育の実施率を100%とする
- 4、安全作業手順書を活用して確実に作業指示を行なう

建設業における2023年の労働災害発生状況を型別に分類すると、「墜落・転落」災害が最も多く発生している。

当社の工事施工現場においても、危険性の高い、高所での作業も多く、常に「墜落・転落」いう重大災害の危険性が潜んでいる。

このため2024年度も重点方針『墜落・転落災害の絶滅』、重点活動4項目を活動目標に掲げ、無事故・無災害の達成を目指す。

重点活動項目

現地KY時に「リスクアセスメント」を確実に実施する

- ・労働安全衛生法において、事業者に対して、危険性又は有害性の調査及び作業者の危険又は健康障害の防止に必要な措置の実施(リスクアセスメント)が義務づけられている。
- ・現地でKY用紙を活用し、安全作業手順書に沿いながら当日の作業に対する危険性の洗い出しを行い危険度の高い順に安全対策を実施し、危険度を最小にした上で、作業に取り掛かることとする。
- ・労働安全衛生法が改正され一定の危険有害性のある化学物質(640物質)についてリスクアセスメントが義務づけられました。(平成28年6月1日施工)

尚; リスクアセスメントは、所定の書式に記録して作業場所に掲示する。

労働災害を防止する上で、リスクアセスメントは大変重要と言う観点から重点活動項目に掲げ無事故・無災害の達成を目指す。

当 社

①現場担当者の役割

- (1) 現地でRKY用紙を使用して、実際に作業する場所で安全作業手順書に沿いリスクアセスメントを実施しリスクの低減を図る。
- (2) 作業員に対し、「安全作業手順書」に沿いリスクアセスメントを確実に実行するよう指導する。
- (3) 作業員が指示通り作業を行っているか、確認、フォローする。
- (4) 現場で扱っている化学物質の危険性または有害性を特定し、リスクの見積り、リスク低減措置の内容の検討を行い、リスク低減措置を実施する。
- (5) 熱中症予防の対策指示および実施状況を確認、フォローする。

②各担当部所責任者の役割

- (1) 現場担当者が「安全作業手順書」を作成する場合に、リスクアセスメントを導入して作成するよう指導する。
- (2) 協力業者の事業主に対し、リスクアセスメントの概要と「安全作業手順書」における実施事項についての指導を行い、各現場において実施するよう指導する。

協力業者

①協力業者事業主の役割

- (1) 配下の職長および作業員に対し、リスクアセスメントの概要を教育し、「安全作業手順書」における実施事項を確実に実践するよう指導する。

②協力業者職長・安全衛生責任者の役割

- (1) リスクアセスメントの概要を理解し、配下の作業員が理解できるよう指導する。
- (2) 「安全作業手順書」における実施事項を把握し、作業員に確実に実践させる。

重点活動項目

すべての安全情報を作業員一人一人に確実に伝達する

「すべての安全情報を作業員一人一人に確実に伝達する」を重点活動項目に掲げて活動して来たが、まだ徹底されない状況にある。情報伝達は安全活動を組織を通して進めていく上で基本的に大変重要であるとの判断から、重点活動項目に掲げて活動する。

※確実に「伝達」する事と作業員の「理解度」の確認を重点的に活動を展開する。

当 社

①現場担当者及び職長・安全衛生責任者の役

- (1)顧客や元方安全責任者からの指示、当社安全衛生委員会からの指示、或いは組織を通じて伝達されるすべての安全情報を、現場のTBM又はミニ集会を開催する形のいずれかによって全作業員に直接伝達する。伝達するにあたって、印刷物を配布する事により説明を省略するような事があってはならない。あくまでも「作業員の安全を確保する為！絶対災害は起こさない起こさせない為！」と云う強い信念を持って伝達する。伝達時期は指示をうけたら即、行うこととする。
- (2)現場担当者及び安全衛生責任者の任務は、情報を一方的に伝達すれば良いわけではない。作業員一人一人が正しく理解しているかどうか重要であるので、理解度を確認して場合によっては再指導する事も必要となる。十分に理解していない場合や重要な事項については、何度も繰り返し説明を行い、注意を喚起する事も現場担当者や職長・安全衛生責任者の大切な役割である。

②各担当部所責任者の役割

- (1)顧客の安全協議会や各種講習会等によって得た情報は、遅滞なく社内の他部所へ水平展開すると共に、内容をわかり易くまとめて各工事担当者及び職長・安全衛生責任者に伝達する。各作業員への伝達方法は、各部所の会議等に於いて最も有効な方法を検討する。また作業員一人一人に伝達したかどうかについての報告を求めて実施状況を確認する。
- (2)(1)の情報については、協力業者事業主へも文書により確実に伝達する。また協力業者作業員に伝達したかどうかの書面による報告を求める。

協力業者

①協力業者事業主の役割

- (1)当社から得た安全情報は、協力業者社内の朝礼や安全教育の場を通じて自社作業員に確実に伝達し、実施報告を当社に書面により報告をする。
- (2)伝達した情報が作業員に正しく理解されているかについて確認を行い、不十分である場合は再指導を行なう。
- (3)重要な事項や関連のある現場へ作業員を入場させる場合は、送り出し教育において繰り返し教育を行なう。

②協力業者職長・安全衛生責任者の役割

- (1)現場において伝達された情報や、事業主から伝達された事項について、配下の作業員が正しく理解しているかの確認を行い、不足の場合は指導するか当社担当者へ再説明を求める。
- (2)伝達された情報や指示事項に沿って作業段取りを進めると共に「自分と仲間の作業員の安全を確保する為」と云う強い意志を持って、作業員にルールを守らせる。

重点活動項目

送り出し教育及び新規入場者教育の実施率を100%とする

工事の大小に関わらず、稼働中の全ての現場について入場前に送り出し教育、新規入場者教育を実施する。特に現場に入場して間もない人が事故を発生させている実態を受け、調べて見ると現場の状況が分からないで入場している人がいる事から、現場の特殊性やルールを盛り込んだ心のこもった教育が必要で有る事を痛切に感じ、「送り出し教育、新規入場者教育の実施率を100%とする」を重点活動に掲げて活動する。

当 社

①現場担当者の役割

(元請の場合)

- (1)現場の特殊性やルールを網羅した「送り出し教育資料」を作成し、その資料をもとに協力業者の責任者と打ち合わせを行い、有効な送り出し教育を確実に実施させる。
- (2)現場の特殊性やルールを網羅した「新規入場者教育資料」を作成し、有効な教育を実施すると共に送り出し教育の実施状況も確認し、未実施が確認されれば必要な措置をとる。
- (3)新規入場者教育において、予め提出されている安全書類との照合を行う。
- (4)短期間の小工事や改修工事においても「送り出し教育」は必ず協力業者に実施させ、「新規入場者教育」は自ら必ず実施する。

(下請けの場合)

- (1)事前に現場の特殊性やルールを十分に打ち合わせしておき、その内容をもとにして作成された「送り出し教育資料」に沿って有効な送り出し教育を実施する。
- (2)送り出し教育を実施する場合、予め現場に提出しておいた安全書類との照合を必ず行う。
- (3)短期間の小工事や改修工事などにおいては、特に入念に教育を実施する。
- (4)二次下請け以降の協力業者作業員の「送り出し教育」については、予め協力業者事業主と打ち合わせを行っておき、協力業者事業主に「送り出し教育」を実施させる。必要に応じて担当者や担当上司が代行して教育を行う。

②各担当部所責任者の役割

- (1)「送り出し教育」及び「新規入場者教育」の目的と実施方法について、工事担当者が十分理解するまで指導し実施させる。また必要に応じ自ら実施する。
- (2)「送り出し教育」及び「新規入場者教育」の各現場における実施状況とその内容について担当者に報告を求め、確実に把握しておく。
- (3)協力業者の事業主に対して「送り出し教育」の重要性をよく理解していただくまで指導し、作業員を現場に入場させる場合は必ず実施するよう強く要請する。

協力業者

①協力業者事業主の役割

- (1)現場に作業員を入場させる場合は、現場の特殊性やルールを網羅した「送り出し教育」を必ず実施する。
- (2)再下請けをさせる場合についても、「送り出し教育」の実施責任者は、当社が発注する協力業者事業主とするので確実に実施する。
- (3)「送り出し教育」の実施記録に教育を受けた作業員の自筆サインを書き込み、現場へ入場する前に当社現場担当者へ提出する。

②協力業者職長・安全衛生責任者の役割

- (1)配下の作業員が「送り出し教育」及び「新規入場者教育」を受けているかどうかについて常時把握しておく。未受講者が現場に入場しようとした場合はこれを拒否し、入場前に教育を受けさせる。

重点活動項目

安全作業手順書を活用して確実に作業指示を行う

作業を安全で効率的に進めるためには現地に合った「安全作業手順書」を作成し、作業員に対して周知徹底をしてから作業を行わなければならない。
特に、改修工事の安全作業手順書は入念に事前検討を加えてから作成し、作業員に周知徹底を行った上で手順書に沿った具体的な作業指示をしなければならない。

「安全作業手順書を活用して具体的に作業指示を行う」を重点活動項目に掲げ、手順書の整備を進めると共にきめこまかな作業指示を行う。

当 社

①現場担当者の役割

- (1) 担当する工事の基本となる「安全作業手順書」をもとに現場に合った「手順書」に修正作成して作業員に周知させる。
- (2) 改修工事や修繕工事、或いは稼働中の工場内での工事など特殊な場合は、特に入念な事前検討を行ってから手順書を作成し、作業員に周知する。
- (3) 作業方法などの指示は手順書に沿って具体的にを行う。また、その指示が守られているかを確認し、守られていない場合は作業を中断させ、原因を調査して作業方法を是正させるか「手順書」の修正を行うかの措置をとる。

②各担当部所責任者の役割

- (1) 現場担当者が「安全作業手順書」の作成をする場合、適切なアドバイスを行うと共に、工事着手前に作成されているかの確認をする。
- (2) 月次現場パトロールの際、「安全作業手順書」に沿った作業が行われているかどうかの確認を行い、守られていない場合は作業を中断させて現場担当者及び職長に適切な措置をとらせる。

協力業者

①協力業者事業主の役割

- (1) 常日頃から作業員に対して「安全作業手順書」について周知させておくと共に、手順書に沿った作業をするように教育する。
- (2) 当社の現場に作業員を送り出す場合は、「安全作業手順書」についての事前打ち合わせを当社担当者で行い、不都合がある場合は修正を求める。

②協力業者職長・安全衛生責任者の役割

- (1) 「安全作業手順書」を作業場所に掲示し、TBMなどを通じて作業員にこれを守らせる。
- (2) 「安全作業手順書」通りに作業ができない場合は、作業を中断し、現場担当者に連絡して、手順書の修正あるいは作業方法の変更を手順書に盛り込んだ後に作業を再開する。